法人番号と法人ポータルの 利活用のあり方に関する調査研究事業[平成26年度]

法人番号・法人ポータルの利活用研究会 中間取りまとめ報告書

一般財団法人ニューメディア開発協会
2015年6月

はじめに

一般財団法人ニューメディア開発協会では、平成25年度から個人番号をテーマとして「個人番号カードに記載される顔写真の品質向上のための調査研究」をテーマに調査研究の自主事業を進めて来ています。平成27年10月からはすべての国内在住の住民に個人番号通知が行われるマイナンバー制度ですが、これと並行したもう一つの施策として法人番号の実施導入があり、同時進行しています。

個人番号に比べると法人番号は遅て認知度が高いとは言えませんが、個人番号が高い秘匿性を持つのに対して法人番号は広く一般に公開される予定であり、浸透に伴い経済活動にも大きなインパクトを与えることが予想されます。

協会では新たに法人番号にもスポットライトを当て、新たな自主事業として、「法人番号と法人ポータルの 利活用のあり方に関する調査研究」をテーマに調査研究事業を立ち上げました。個人番号では「マイナポータル」として個人番号に紐ぐ情報提供サ ービスが平成29年から設置されますが、法人についても同様に法人ポータル(仮称)が開 設される予定になっています。そこで本事業では、特に電子行政において実現が求められる法人ポータルの 機能や 要件について、法人番号利活用を中心とした 考え 方を有識者による研究会での議論を通して 整理を行いました。行政分野のみならず、民間においても法人番号の積 極的な利活用が促進され、ビジネス分野での展開にも貢献できれ ば幸いです。

未筆ながら、本調査研究を進めるに当たり、ご多用の中、論議いただきました「法人番号・法人ポータルの利活用研究会」委員各位、ご協力ください ましたオブザーバの方々、ならびに精力的に纏められた協会事務局に、心より感謝申し上げます。

委員長　手塚　悟

目次

はじめに　2
1. 事業概要
(1) 背景　3
(2) 活動概要　4
2. 法人番号・法人ポータルとは
(1) 法人番号について　5
(2) 法人ポータルについて　7
3. 法人番号活用に向けたアプローチ
(1) 法人番号を付した情報の蓄積の拡大　9
(2) 法人番号連携情報への期待　10
4. 法人番号利活用の情報基盤としての法人ポータル
(1) 法人ポータルの概要 ①自治体間　11
(1) 法人ポータルの概要 ②個人向けマイナポータルとのアナロジー　12
(1) 法人ポータルの概要 ③全体アーキテクチャ:法人番号利活用の基盤　13
(1) 法人ポータルの概要 ④機能概要と具体的ケース(例示)　14
(2) オープンデータ推進 現状と今後の検討　15
(2) オープンデータ推進 ニュースクープ案　16
(1) 活用モデルの分類(サービス型類型)　17
(1) 活用モデルの分類(利用形態型)　18
(2) ユースケース事例:法人番号・ポータルのユースケース機能と分類　19
a.法務法人の業務効率化　20
b.法人間連携機の活用サービスの拡大　21
c.オープンデータのビジネス企業のサステナビリティ機構～投資用　23
d.中小企業で(特定業種)組織横断を実現するための社会実験　25
e.電子政府ガイドラインにおけるデータ利用(利用環境の社会保障)　26
f.マイナ リタ・アカウント　27
(2) 法人ポータルの構成
(1) 法人ポータルサービスの位置づけ～活用モデル～　28
(1) 法人ポータルサービスの位置づけ～情報連携スキーム～　32
(1) 法人ポータルサービスの位置づけ～ユースケースと機能等～　29
(2) オープンデータ化の課題～開示対象の拡大～　30
(2) オープンデータ化の課題～対象データ一覧～　31
(2) オープンデータ化の課題～実現すべき姿勢～　32
(2) 法人ポータルにおける認証 ～最はアクセスコントロール～　34
(2) 法人ポータルにおける認証 ～認証レベル～　35
(2) 法人ポータルにおける認証 ～アクセスコントロールの整理～　36
(2) 法人ポータルにおける2段階認証の導入　37
5. 今後の課題
(1) 法人ポータルの機能に関する論点の再整理　43
(2) 法人ポータル検討課題及び論点課題　44
<付録>
ミラク事業での法人番号利用　47
法人ポータルの利活用(企業間連携サービスとの連携)　50
法人番号の利活用(BCMSのアーキテクチャ)　51
法人ポータルの具体的ユースケース　55
法人番号利用の活用例のためのロードマップ　60
証明書類から法人番号紐付け(医療、官公庁)　61
国税に関する調査報告　62
<参考資料>
企業コード検討から法人番号の付番への経緯　68
社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)　69
個人番号・法人番号の付番　70
法人番号の行政での活用の方向性　71
法人番号の将来の活用想定　72
企業における個人番号と法人番号の利用例　73
マイナポータルのサービスは法人ポータルではなくなる?　74
法人番号制度について経緯　75
法人番号は行政効率化と利便性実現の社会基盤　76
法人番号でわかる、つなぐ、ひろがる。　77
研究会メンバーリスト　78

1. 事業概要

(1) 背景

我が国では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」およびその関連法が平成25年5月に成立・公布され、社会保障分野及び税分野に係る各行政機関における行政事務の透明性及び効率性を高めるとともに、私たちが行う各種行政手続における添付書類の削減を図って国民の利便性を増し、公平・公正な社会を実現するべく社会基盤(インフラ)の構築が進められています。

この法律には個人番号の導入の他、併せて法人番号の導入に関しても第58条から第61条に規定されています。法人番号については国税庁長官が指定を行うこととされており、国税庁において法人番号システムの構築が進められています。このシステムを通じて法人番号については、インターネットを介して国民に広く公表されることになっており、このサイトでは利活用を円滑にするため、法人番号、名称、および所在地の基本3情報による曖昧検索や並び替え表示を可能とし、さらにWeb-APIを使ったファイルのダウンロード機能が提供されるなど、今後は所謂ビッグデータとして、官民を問わず多方面での利活用が期待されます。

1. 事業概要

(2) 活動方針

法人番号の導入に関しては、マイナンバー制度の展開について論議するIT総合戦略本部の専門調査会「マイナンバー等分科会」でも検討されて来ました。今後、法人では行政対応において法人番号の記載が前提となるため、社会保障・税・災害対策分野以外にも広範な行政機関に跨って利用されることが予想されますが、法人番号を活用した法人向け情報の統合的なサイトである法人ポータルについては、まだ具体化されておらず、民間サイドから要望を示して行くことが求められます。

本事業では、マイナンバー等分科会の中間提言を受ける形で協会が率先し、行政サイドが構築する法人ポータルに求められるサービス機能や要件などについて、民間からの意見を取りまとめるべく活動します。また民間事業としてのB2B向け各種ポータルサイトなどを始め、法人番号の積極的なビジネス活用シーンを想定し、行政による法人マイポータルとの棲み分けの観点から整理を行って、法人番号がビジネス促進に寄与できるよう資料としてまとめています。

初年度の報告書としては、ユースケース検討など具体的な想定を踏まえ、法人ポータルに求められる要件を中間報告書としてまとめました。社会保障・税に関わる番号制度の導入スケジュールを睨み、平成29年にも提供される見込みの法人向けポータルのシステム構築に反映して頂けるよう、関係省庁へ提言を行っていきます。

2. 法人番号・法人ポータルとは

(1) 法人番号について-1-

【概要】

- 法人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号)第58条第1項または第2項により国税庁長官によって指定され、対象となる法人等に通知される13桁の数字によって構成される番号。設立登記した法人については、商業登記の会社法人等番号(12桁の数字)の先頭に1桁のチェックディジットを付したものとなる。

- 対象となる法人等は、次の団体。 1法人格に対して1つの番号が付番される。なお、事業所単位には付番されず、また個人事業者は対象外である。
  (1) 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人
  (2) 国の機関
  (3) 地方公共団体
  (4) これら以外の法人又は人格のない社団等であって、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体
  (5) 個別法令で設立された国内に本店を有する法人や国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書・届出書等の書類を提出する団体などの一定の要件に該当するもので国税庁長官に法人番号の付番を届出たもの

- 法人番号については、行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高めることが政府方針として示されている。

2. 法人番号・法人ポータルとは

(1) 法人番号について-2-

【特徴】

法人番号は以下の特徴があることから、行政から公表される法人に関する情報や民間企業・民間団体が流通させる法人に関する情報に記載することで、法人情報の利活用を促進させることが可能。

- 法人等を一意に特定する番号で、変更・抹消されることはなく、同一番号が他の法人等に使用されないことから、対象法人に関する情報を安定的に特定して利用することが可能。

- 個人番号※とは異なり、特定個人情報保護のための制約がなく、自由に利活用が可能。
  ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号)第7条第1項または第2項により市町村長から住民基本台帳に記載された個人に対して指定・通知される12桁の数字から構成される番号

- 国税庁の法人番号公表サイトにおいて、法人番号、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地などの3情報(基本3情報)の検索が可能。

- また同サイトから基本3情報の他か、関連した情報として、法人種別などの情報をweb-APIによって取得可能。平成27年10月以降は、商号・所在地変更や開鎖登記年月日などの追加情報も取得可能。

【基本的利活用方法】

- 法人番号により、当該法人を識別するとともに、基本3情報などにより一意に特定する。
- 法人に関する情報に法人番号を記載することで、法人番号が記載された他の情報との間で紐付けや突合ができ、当該法人に関する情報の一括閲覧・分析等を行う。
- 法人番号が付された情報を集積することで、ビッグデータ分析を行う。

2. 法人番号・法人ポータルとは

(2) 法人ポータルについて

- 【世界最先端IT 国家創造宣言】(改定:平成26年6月24日閣議決定)において、『利便性の高い電子行政サービスの提供』として、「クラウドの活用や番号制度の導入を見据え、業務改革を計画的に進め、利用者が望むワンストップサービスやモバイルを通じたカスタマイズ可能なサービスなど利便性の高いオンラインサービスを提供するとともに、効率的な行政運営を実現する」ことを旨として、「法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な『法人ポータル』を構築する」とされている。

- 法人ポータルが保持すべき機能として、次のものが考えられる。
  いずれの機能の実現においても、法人番号を付した連携活用が前提となる。
  (1) 法人情報表示機能(オープンデータ)
  (2) 法人情報表示機能(オープンデータ以外の自社情報)
  (3) お知らせ情報表示機能
  (4) ワンストップサービス機能
  (5) 電子私書箱機能※
  ※(3)、(4)の機能を実装するために必要

注) 本報告書では特に断らない限り、単に「法人ポータル」と記述した場合には行政府が構築する法人ポータルを指します。

3. 法人番号活用に向けたアプローチ

(1) 法人番号を付した情報の蓄積の拡大-1-

法人番号を付した情報の蓄積の拡大の方策について、次のような意見・要望が上げられた。

拡大シナリオ

- 3ステップの方策で法人番号活用を牽引し、行政機関から民間企業へと普及を促進

ステップ1:　行政手続での法人番号利用の義務づけ
ステップ2:　行政機関内での法人番号利用の義務づけ、情報サービス会社での番号利用促進
ステップ3:　民間企業での番号利用促進(ホームページ、書簡、名刺への記載)

- 法人ポータルでの法人番号記載を起点に、一般企業における法人番号の活用浸透まで、4ステージでの展開シナリオを想定

ステージ1:　法人ポータル側で名寄せ／情報リンク、法人番号記載
ステージ2:　情報保有行政機関側で法人番号記載
ステージ3:　金融機関での法人番号の活用
ステージ4:　一般企業での法人番号の活用

3. 法人番号活用に向けたアプローチ

(1) 法人番号を付した情報の蓄積の拡大-2-

具体的な拡大施策　■ 行政　■ 民間

- 行政機関が公表する企業関連情報への法人番号記載促進(オープンデータで公開される情報。表彰、企業に与えられる資格、落札者、指名停止等の情報を含む)
- 行政機関への申請・届出等での法人番号記載の義務化。これを受ける行政機関で発行する証明書等での法人番号記載の義務化
- 決算書への法人番号記載のための会社法または会社計算規則の改正
- 株式会社の計算書類の公告、債権者保護手続への法人番号記載
- 民間企業等での法人番号利用、既存番号置き換えに係るインセンティブを措置
- 口座振替での法人番号付記のため請求書等への記載を促進
  ➢ 請求書・領収書等への記載のため、消費税法での請求書要件に法人番号記載を追加
- 民間企業での取引先マスターへの法人番号追加
- 法人名義の銀行口座への法人番号登録
- 金融取引における法人番号記載

3. 法人番号活用に向けたアプローチ

(2) 法人番号連携情報への期待

- 法人番号の活用拡大に資する取り組みとして、法人番号を通じた情報連携が期待されている。
- 研究会の中で法人番号を通じた情報連携の主な要望は、①商業登記情報、②行政が保有する法人関連情報、③電子決算広告等の自社掲載情報、④民間企業情報サービス会社が提供する法人関連情報の4点があった。

①商業登記情報の公開と連携(オープンデータ化)　全法人
行政手続き及び企業間取引の公的証明書として利用されている商業登記の情報が、添付書類削減による業務負担軽減のために、オープンデータとして法人番号付きで公開されることが産業界から期待されている。

②行政機関が保有する法人関連情報の公開と連携(オープンデータ化)　全法人
行政機関が保有する法人関連情報(許認可・資格情報、行政処分情報等)が、法人番号付きで公開されることで、取引先の与信管理等に効率的に活用することができる。

③電子決算公告等の自社掲載情報との連携　会社法人
決算や資本金変更などの電子公告に関する情報が企業のホームページに掲載されていても、掲載場所を特定するまでに時間を要していた。これらの情報に法人番号が紐づくことによって、企業の財務部門や金融機関が与信管理等に必要な情報を効率的に入手できる。

④民間企業情報サービス会社が提供する法人関連情報との連携(ルール化)
法人関連情報を提供するサービス会社(信用調査会社、メディア等)が法人番号付きでサービスを提供することにより、利用者は必要な企業の情報を幅広い情報から効率的に入手できる。

4. 法人番号利活用の情報基盤としての法人ポータル

(1) 法人ポータルの概要 ①政策根拠[世界最先端IT国家創造宣言(H26年6月改定版)]

- 世界最先端IT 国家創造宣言(H26.6.24改訂版)及びその工程表で、法人番号の利活用推進及び法人ポータルの構築・検討について記載された。
- 本研究会ではこの記載事項を政策根拠に法人番号及び法人番号利活用のための情報基盤(法人ポータル)について検討を行った。

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現
(1)利便性の高い電子行政サービスの提供

法人番号利活用の推進

- 国・地方公共団体が法人に関する情報(調査、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等)を公開する際の法人番号の併記及び所要の手続きの見直し検討
- その利用価値を高めるとともに、法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル」の検討・構築
- 既存の法人に係る各種の番号との連携による法人情報の利活用方策の検討

出典:世界最先端IT国家創造宣言工程表(平成26年6月24日改訂版)

4. 法人番号利活用の情報基盤としての法人ポータル

(1) 法人ポータルの概要 ①自治体間

- 法人ポータルの機能として検討中のマイナポータルに準じると、図中の4つの基本機能が考えられ、さらには2つの機能が検討中であり拡張も想定される。
  ①法人関連オープンデータ集約　②自社法人情報表示
  ③プッシュ型サービス　④ワンストップサービス
  ⑤電子私書箱　⑥電子決済サービス
- 法人番号は個人番号と異なり公開情報であり、法人ポータルに公開可能な法人情報は多いと考えられる。⇒民間によるポータル連携サービスも可能になる
- ただし、②項目以降のサービスの提供には、認証等を実現する機能の整備が前提となる。

⇒ <参考7>参照

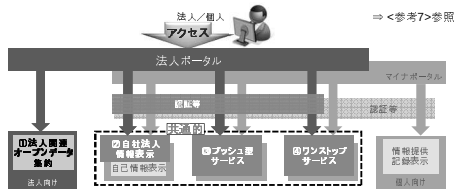

4. 法人番号利活用の情報基盤としての法人ポータル

(1) 法人ポータルの概要 ③全体アーキテクチャ:法人番号利活用の基盤

- 法人ポータルは、官・民・官・官の法人に関するデータにアクセス・取得するための入り口と位置づけられる。
- 法人ポータルの最初のステップとして、官が保有する法人関連のオープンデータを集約・開示することが考えられる。
- 法人ポータルにより官が保有する法人情報が活用しやすい形で公開し、二次的な民間サービスが展開可能な環境を実現することで、民・民のサービスの高度化や新サービス創出等が期待される。
- 将来的に法人を識別・認証することが可能になると、自社法人情報表示、プッシュ型サービス、ワンストップサービスなどの高度なサービス機能の提供が考えられる。この実現には、行政内において保有する既存システムと連携し、法人情報を活用するための「法人情報連携基盤(仮称)」の整備が前提になると考えられる。

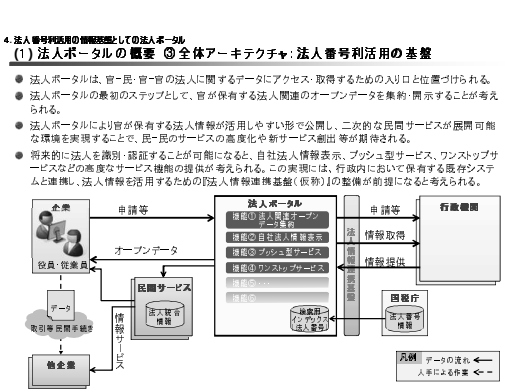

4. 法人番号利活用の情報基盤としての法人ポータル

(1) 法人ポータルの概要 ④機能概要と具体的ケース(例示)

- 新規取引先口座の開設手続きにおいて、法人ポータルの「法人関連オープンデータ集約機能」を活用したケースを記載する。
- 企業の実績・資格等の状況調査のための資料の提出を取引元に求められたときに、行政が公開している実績・資格等の情報を容易に提出可能となる。
- 取引元は署名の確認をすれば改ざんがないことを確認でき、提出を受けた内容の裏づけ調査の負担軽減につながる。

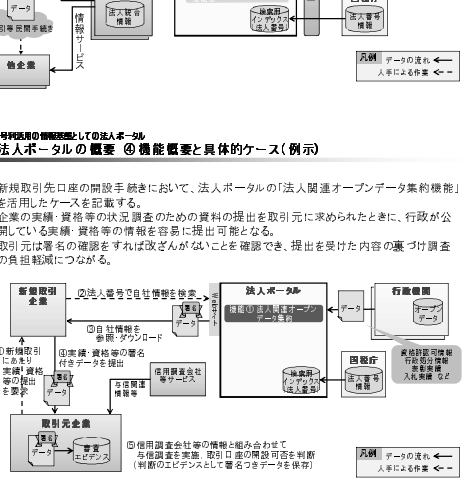

4. 法人番号利活用の情報基盤としての法人ポータル

(2) 法人ポータルでの認証の要件整理

研究会の委員からは、主に①認証主体、②認証レベル、③認証連携、④職務権限に関する要件や実現例の意見を抽出した。[第5章(3)参照]

①認証主体
認証主体を法人そのものとするか、法人の特定部署とするか、法人に所属する特定の代表者のいずれとするか検討が必要である。特定の代表者を認証する場合には商業登記事項証明書に基づく認証制度の活用等が想定される。

②認証レベル
利用者の利便性を考慮するとサービスレベルに応じてPKI、ID/パスワードのみ、ID/パスワードなし等の認証レベルの使い分けが求められ、法人認証を用いる手続きと求められる認証レベルの洗い出しが必要である。

③認証連携
民間の他サービスとの認証連携の必要性があるため、今後具体的なビジネスニーズと併せて検討を進めていくことが必要である。

④職務権限
手続きごとに担当部署や担当者が異なることを考慮し、各種手続きごとにアクセス権限を付与できることが必要がある。

(3) オープンデータ活用 優先すべき対象項目の検討

- 法人関連情報のオープンデータに法人番号が紐づいて公開されると、民間事業者の情報収集業務の負荷が低減されるほか、政府の公開 情報と民間 等が提供する法人関連情報を組合わせることで、新たなビジネス機会の創出も期待される。
- オープンデータで優先すべき対象として研究会の委員から出された意見のうち、特に要望が多かったものは商業登記の情報と許認可・資格情報であった。また、複数の委員から要望があった項目として、行政処分・指名停止情報、入札実績、表彰情報、納税情報、特許情報、社会保険の加入状況などがあった。

◆ **特に要望が多かった対象**

✓ 商業登記の情報
取引先を把握する重要な基本情報であり、他の情報を分析する際のベースとなる。
また、取引口座開設時に求められる情報である添付書類の削減が期待できる。

✓ 許認可・資格情報
許認可・資格情報が公開されることで、取引先の許認可や資格の保有状況を確認したり、新規取引先を探す業務の効率化が期待できる。

◇ 複数の委員から要望があった対象

✓ 行政処分・指名停止情報
✓ 表彰実績
✓ 特許情報
✓ 入札実績
✓ 納税情報
✓ 社会保険の加入状況

法人間 連のオープンデータに法人番号を効率的に紐付けるためには、行政手続きの 様式を変更して、行政機関が法人情報を取得する際の法人番号記載を推進する必要がある。

a.入金消込の業務効率化

法人番号

企業は金融機関の入金情報がどの対象企業からのものなのかを特定するのに時間を要している。入金情報に法人番号を含めることによって、どの企業からの入金なのか特定が容易になり、入金消込の業務負荷軽減に繋がる。

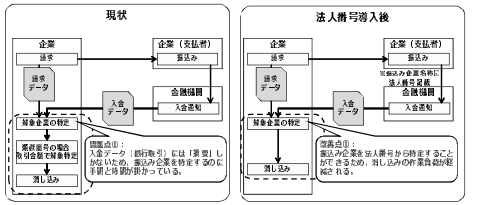

1つの相手先に対して、複数の請求書を発行しているケース（飲食店などでは、店の利用ごとに請求書を発行するケースなど）を考えると、「法人番号」だけでは入金消込が効率化できない場合がある。相手先に文付する請求書（請求データ）に、「法人番号」に加え、「取引番号」も含めるようにすることで、入金消込業務を より効率化できるようになると考えられる。

c.オープンデータによる企業のサステナビリティ情報一括取得 -2-

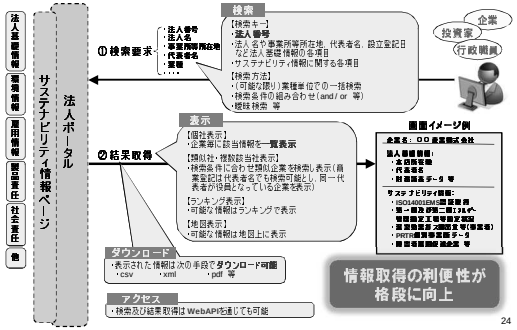

(1) 法人ポータルサービスの位置づけ ～活用モデル～

		対象項目	留意点
機能	情報表示(閲)	アクセス管理が必要な情 報流通のための認証機能	認証主体(法人・自然人)・代理人連携管理方法
	情報表示(公開)	公開情 報から法人関連情 報の表示(法人番号検索)	既存のカタログ・附番庁サイトとの機能分担
	私書箱	マイポータルを実現するための受信・蓄積・認証プラットフォーム	ポータル機能との関係、扱う対象情報範囲
	申請	ワンストップ申 請手続き	フロント／バックオフィス連携か、民間利用
	通知	プッシュ型情報通知機能	
	決済		有償サービスにおける少額決 済
	・・・		
環境	法人番号記載機構づけ	法人名が記載された行政庁発行書式に番号記載を機構づけ	優先付け(K官・民要類)、官及民間方策
	手続き書類の電子化	紙書から電子的流通可能な形態へ転換	対書・書面原則の廃 止、制度見直し
	データの機械可読化	電子化されたデータについて機械可読形式に変換	アプリケーション非依存、メタデータによる2次利用の容易化
	バックオフィス連携	行政機関(K政府・自 治体)間の情 報連携	データベース間の連結・法人番 号による突合
	・・・		

(1) 活用モデルの 分類(サービス形態別)

法人ポータルの活用モデルに関して提供サービスを分類し、活用と論点例が示された

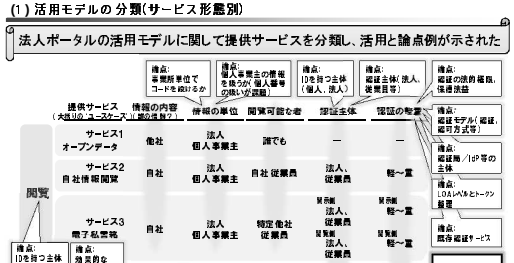

b.法人属性情報の提供サービスの拡大(1)

法人番号　法人ポータル

- □ 法人番号の制度運用が開始されても、基本 3情報のみの開示では、既存の企業情報データベースのサービスを上回る付加価値は得にくい。 ⇒ BtoB ＋ GtoB視点での拡大
- □ 開示される企業情報の項目が拡大すれば、民間活用が促進されると考えられる。（下記①と②）

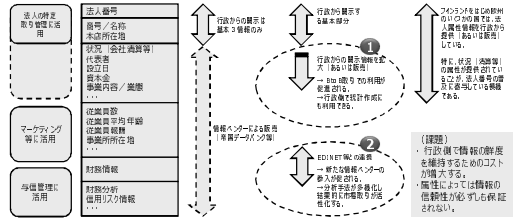

d.EPAに基づく特定原産地証明書を受給するための企業登録

法人ポータル

EPA協定に基づく特定原産地証明書を受給するためには、まず、日本商工会議所に企業登録を行う必要があり、登録申請書および履歴事項全部証明書の提出が必須となっている。この履歴事項全部証明書情報をシステム側で取得することにより、提出資料の簡 素化が実現できるとともに、2年ごとの更新時には、法人ポータル経 由で、履歴事項全部証明書変更点のみ確認可能になり、その変更点のみ取得することにより、再度（更新時）の履歴事項全部証明書の提出が不要になる可能性がある。

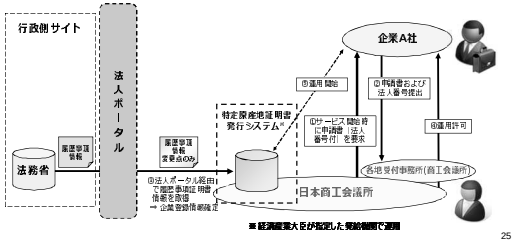

(1) 法人ポータルサービスの位置づけ ～情報連携スキーム～

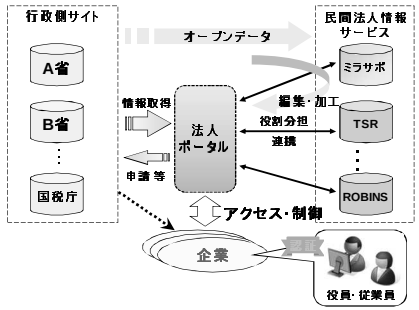

(1) 活用モデルの 分類(利用形態別)

法人番号と法人ポータルの利用者及び情報の活用シーンの視点から、ユースケースとして次のようなサービス・業務を対象として議論を進めた

- BtoBでの利用 【決済】
  - ➢ 電子請求書サービス、入金消込の業務効率化、支払明細の通知

【属性情報提供】
  - ➢ 法人属性情報の提供サービス拡大、法人情報のupdate配信

【与信】
  - ➢ オープンデータによる企業のサステナビリティ情報一括取得、民間 取引での行政発行証明書添付、新規取引口 座開設時の実績・資格確認、資金融資における信用確認、アンチマネーロンダリングへの活用、建設業ガイドラインに沿った データ利用
- BtoGでの利用 【入札・審査】
  - ➢ EPAに基づく特定原産地証明書を受給するための企業登録、入札時の信用確認、建設業法定資格の有効性確認、建設業ガイドラインに沿った データ利用(労働者の社会保険)
- In-Bでの利用
  - ➢ 健康保険証の有効性確認、ビジネスニーズのマッチング
- (Bto) GtoGでの利用
  - ➢ パブリック・アカウント、法人情報の行政バックオフィス連携による添付書類削減、建設業許可の更新時の社会保険情報

b.法人属性情報の提供サービスの拡大(2)

法人ポータル

具体例：法人登記情報の提供

- □ 基本3情報に加え、設立年月日、代表者氏名等の法人登記情報と、合併や住所変更などの更新情報を金融機関(第3者)により参照可能とすることで、金融機関における顧客名寄せの精度向上が期待できる。
  - ※ 顧客名寄せは、商号、住所、設立年月日等の複数情報のマッチング結果で判断しているケースが多い。当該情報の精度向上は、名寄せの精度向上に直結する。
  - ※ 法人番号そのものをマッチングキーとした名寄せも考えられるが、全顧客からの法人番号受入れが前提となり一定のハードルがある。本ケースは移行措置として活用可能である。

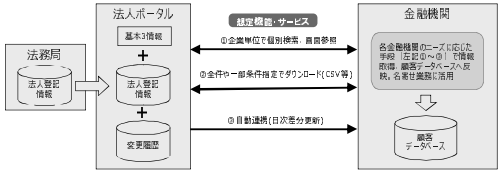

e.建設業ガイドラインに沿うデータ利用(労働者の社会保険)

法人ポータル

建設業では、元請に対して各社会保険の加入状況を法人のみならずその作業者までに把握し加入を推進するよう国交省のガイドラインで求められている。（29年度以降適切な保険への加入が確認できない作業員について特別の理由がない限り現場入場を認めない）

直接に作業員を雇用している各社はマイナンバーを管理しているので、これをポータルに問い合わせることにより、官庁側のデータで適切な状態であるかどうか判定を試す仕組みとすることで、この判定をしたデータを一緒に入れて、あるいは別途、元請に渡すようにする。マイナンバーのやりとりは直接雇用者とポータルとだけの間で行われるので、個人のセキュリティーは問題にならない。これによりスピードアップとともに、安払いの有無や適用除外などの例外の扱いなども概略を持って脱天、求められている社会保険の加入促進に貢献できる。

（注）マイナンバーの法人ポータルへの 提供に関しては、番号法の 改正が 前提となる。

(1) 法人ポータルおよび関連サービスの位置づけ

ユースケースと機能等

分野	用途	代表的利用シーン	主体者	対応するポータルの機能						求められる登録項目			
				閲覧(私)	閲覧(公)	私書箱	申請	通知	決済	記載事項	電子化	機械可読化	連携
	【決済】	入金消込の業務効率化	民	●						●	●	●	
B-B利用	【属性提供】	法人属性情報の提供サービスの拡大	官民		●				●		●		●
	【与信】	オープンデータによる企業のサステナビリティ情報一括取得	官民		●				●		●		
B-G利用	【入札・審査】	EPAに基づく特定原産 地証明書を実施するための企業登録	官				●		●	●	○		●
In-B利用		健康保険証の有効性確認	官民								●		●
(B-) G-G利用		パブリック・アカウント（電子私書箱／保管箱）	官民	●	●	●	●	●		●	●		●

(2) ユースケース事例：法人番号・ポータルのユースケース提案と分類

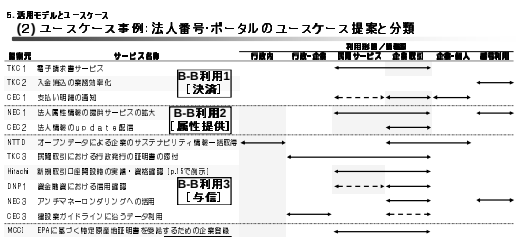

c.オープンデータによる企業のサステナビリティ情報一括取得 -1-

法人ポータル

法人ポータルの中に開設されたサステナビリティ情報ページを通じて、企業及び投資家等が、中央省庁及び地方公共団体等が保有する取引先（候補）や投資対象企業のサステナビリティ（環境、雇用等）情報を容易に一括取得できるようにする。これにより、政府はサステナビリティに向けた企業活動を促進できる。

f.パブリック・アカウント～番号制度が実現する事業者手続の効率化～

法人ポータル

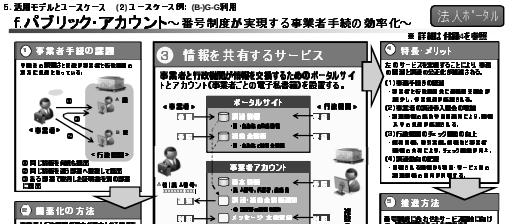
① 事業者手続の課題
② 情報を共有するサービス
③ 効率・メリット
※ 詳細は 補足を参照
■ 事業者
■ 行政機関
■ 同一業種内の関係事業者間の情報共有
■ 国と地方
■ 国と国
■ 国と地方と関係事業者
■ 国と国と関係事業者
■ 国と地方と関係事業者
■ 国と国と関係事業者
■ 国と地方と関係事業者
■ 国と国と関係事業者

(2)オープンデータへの期待 ～対象ニーズ一覧～

分野	内容
証明書	商業登記(登記事項証明書)
	商業登記(履歴事項全部証明書)
	納税証明書
	不動産登記(登記事項証明書)
	渡航証明
	その他行政機関が発行する証明書
処分等	調達実績(落札情報)
	許認可情報
	行政処分情報
	補助金情報
	指名停止情報
	表彰実績情報
	入札実績情報
	その他行政機関による処分等
保有資格等	各法人保有資格等
	特許情報
	ISO14001 EMS適合組織
	エコアクション21認証・登録事業者
	優良産廃処理業者認定
	その他保有資格等

分野	内容
届出等	労働保険等社会保険の加入有無
	会社法における決算公告
	有価証券報告書
	車検情報
	温室効果ガス排出量
	PRTR個別事業所データ
	第一種及び第二種エネルギー管理指定工場等指定状況
	地球温暖化対策計画書
	障害者雇用促進企業
	その他行政機関への届出情報
その他	反社会的勢力情報
	不正・滞納口座情報
	宛名情報
	事業所情報
	歴史的情報(行政が保有する情報)
	LEI
	官報(法人番号が記載された事項)

(2)オープンデータへの期待 ～優先すべき分野～

BtoB取引における法人ポータルの役割として、実績資格等の情報を提供し、優秀な企業を後押しする働き、さらに、取引リスクを低減したい企業に対して、指名停止等の情報を提供し、様々な社会的損失を低減する働きが求められる。多様な情報に対する事業者のニーズを優先して、公的情報から判断できない企業情報は民間事業者に任せ、情報産業の活性化を促進する。

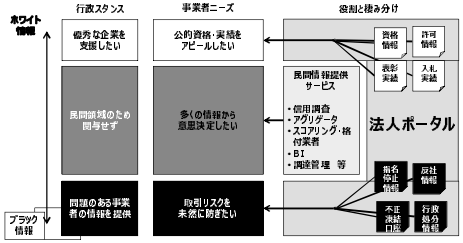

(3)法人ポータルにおける認証 ～アクセスコントロールの整理～

1．管理者権限
　ユーザ登録・管理、各ユーザへのアクセス権付与

2．手続きごとの権限
（1）各種手続きごとに、申請・送信・閲覧等のアクセス権を付与できた方がよい。
　（手続きごとに、担当部署が異なることを考慮）
（2）申請権限を持つユーザ1人だけで処理ができてしまうリスクを考慮して、ワークフローシステムのように、承認機能（承認権限）を付与できるようにした方がよいかもしれないが、個々の要求をすべて満たす機能を作ることは困難。

3．プッシュ通知等の振り分け
（1）各種の通知等が法人単位に送られてきた場合、通知の閲覧機能を利用できる担当者がすべての通知を閲覧できてしまうことは問題と思われる。
（2）「会社宛に届いた郵便物の振り分け」と同様、自動または手動で、法人宛に送られたプッシュ通知を、各ユーザへ振り分ける仕組みが必要か？

- 振り分けがされるまでは、各ユーザは通知を閲覧できない。
- 通知の種類、送信元の法人番号を元に、自動振り分けをすることは可能と思われる。
- 手動で振り分けをする場合、振り分けをできる（すべての通知を閲覧できる）ユーザが必要になる。

(5)認証のフレームワーク ～ID連携トラスト～

利用者と事業者同士が、インターネット上のID連携を伴う取り引きにおいて、互いを信用し合い任せられる状態（トラスト）を、枠組み（フレームワーク）として実現する。

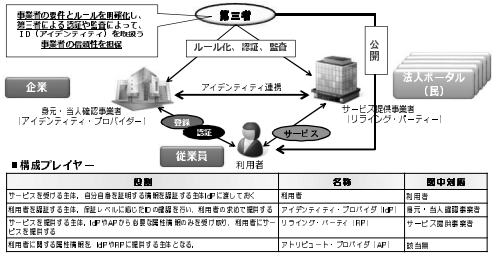

■構成プレイヤー

役割	名称	図中対応
サービスを受ける主体。自分自身を証明する情報(認証)を法人IdPに渡して利用	利用者	利用者
利用者を認証する主体。保証レベル(IAL)に応じた認証を行い、利用者の要求で属性する	アイデンティティ・プロバイダ（IdP）	身元・当人確認事業者
サービスを提供する主体。IdPやAPIから必要な属性情報のみを受け取り、利用者にサービスを提供する	リライング・パーティ（RP）	サービス提供事業者
利用者に関する属性情報を、IdPやRPに提供する主体となる。	アトリビュート・プロバイダ（AP）	該当無

(2)法人ポータル利活用拡大における課題 ～短期的～

※ 法人ポータルを活かして法人番号の普及展開を推進するためには、まずは各省庁・自治体・民間で保有する法人情報を連携して活用できる環境整備が望まれる。具体的には、①利用、②運用、③制度・運営の各視点から抽出される課題について、詳細な検討が必要となる。

利用	① 自社情報登録 ✓ 自社情報登録機能と情報の種類 ✓ 登録対象組織とレベル ② 企業情報参照 ✓ 公開先を限定した情報の閲覧と開証 ③ 情報流通 ✓ メタ情報（発行元・タイムスタンプ・開示対象） ✓ データを安全に流通させるための機能
運用	① ユーザー管理 ✓ 管理方法（ポータル内部での管理／外部IdPによる管理） ✓ 開証対象としての要件（法人・従業員・個人） ② データメンテナンス ✓ 定常的なデータメンテナンスの実施（更新・削除） ✓ メンテナンス体制・コスト負担の検討 ✓ 各官員バックヤード連携システムとのリンク方法
制度・運営	① 法人情報活用拡大 ✓ 事業所番号の付与等の実用検討（分類別） ✓ 法人情報の活用拡大（ユースケース対応・項目追加等）を推進する組織体制 ② 認証レベルの判断・見直し ✓ サービス用途に応じた認証レベル基準 ③ 利用範囲・ライセンス ✓ 各官サービスと連携させ利用許諾等を判断する責任組織のルール化

(3)法人ポータルにおける認証 ～使途とアクセスコントロール～

カテゴリ	機能	ポータルの利用者	具体的な利用方法	認証の必要性	アクセスコントロールの必要性	備考
情報公開	法人オープンデータ	第三者	官公庁・民間が公表しているデータの閲覧	×	－ なし	利用者利便性のため、ユーザ登録を抑制する。ユーザ毎のid/pwdを設けることも有り得る（ユーザは個人単位で、法人とは無関係）
			法人自らが機械的に公開するデータの他社等による閲覧	○	△ なくても問題ない	
情報公開	自社情報登録	法人自身	法人自らが公開するデータの登録	○	○ 登録に権限が必要	法人認証サービス（「商業登記に基づく電子認証制度」）を利用した認証を想定
取引先等への情報提供	法人電子私書箱サービス	法人自身	取引先（金融機関等）等の法人ポータルへのデータ転送（「電子私書箱機能」） ・官公庁等から取得した証明書データ ・電子請求書、電子納税書等	○	○ 手続き単位に権限が必要	
情報入手		法人自身	電子私書箱の確認	○	○ 手続き単位に権限が必要	
	法人プッシュ型情報提供サービス	法人自身	官公庁等からの通知（「プッシュ通知」）	○	○ 手続き単位に権限が必要	
行政手続	法人電子申請サービス	法人自身	電子申請・証明書の交付請求	○	○ 手続き単位に権限が必要	現行の電子申請サービスで用いられている認証レベル相当の認証が必要（「各電子申請サービスで異なる」）

(4)法人ポータルにおける2階層認証の導入-1-

- 政府の法人ポータルでは、秘匿性の高いあるいは信頼性の確保が必要な情報のやり取りのため、法人(番号)に対して必要最小限の認証を行う。
- 企業・組織内における職員個々の認証体系は、組織構成に大きく依存し変更が極めて頻繁になると予測されるため、法人ポータルとは別の仕組みを使えるよう構成する。

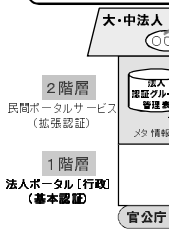

(5)認証のフレームワークの適用 ～IdPの形態～

企業の規模や管理方針によって、IdPの形態はさまざま
⇒ 制約条件は最低限にする必要あり

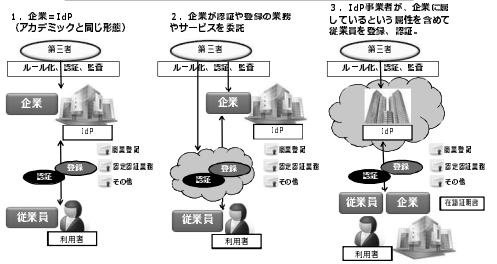

(2)法人ポータル利活用拡大における課題 ～長期的～

※ 行政側で提供する法人ポータルの機能・サービスのロードマップを明確にすることで、ビジネス用途における民間主導による法人ポータルとの連携サービスの出現を促し、あるいは企業間での利活用を活性化させるような長期スパンでの施策・取組みが望まれる。

利用拡張	① 自社情報提出 ✓ 納税情報 ✓ 計算書類（決算情報） ② 電子私書箱 ✓ 提供先を指定した法適情報の蓄積 ✓ 提供先に対する開証と送達開証
運用拡大	① 電子決済 ✓ 管理方法（ポータル内部での管理／外部決済による管理） ② 地方自治体情報 ✓ 許認可情報の登録 ✓ 特定地域情報の提供（事業所番号連携）
制度・運営	① 個人事業主への対応 ✓ 事業者の開業と付番 ✓ 個人番号と独立した事業者番号体系 ✓ 個人事業者番号の医民利用分野（ユースケース検討） ✓ 推進する行政組織

(3)法人ポータルにおける認証 ～認証レベル～

法人ポータルにおける認証では、業務の秘匿性質により要求されるトークン等を選択し、適用する必要がある

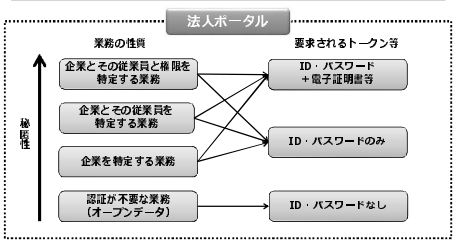

(4)法人ポータルにおける2階層認証の導入-2-

認証なし

- オープンデータについては原則公開であり、法人・個人、誰でも認証なしに参照できる

1階層認証

- 小規模企業については法人番号ごとのアカウント認証があれば済む
- 特定の法人に宛てた書面・文書は、その法人番号と対応付けられた認証手段によりアクセスが許容される
- 法人ポータルの自社情報ページに、法人が付加的な自社情報を掲載公開するには、認証を行って追加・変更が可能となる

2階層認証

- 中・大企業では部門権限あるいは職責により細かい認証が必要になる
- 企業組織内でアクセス権限を管理するには、手動で行うか、システム化した内部あるいは外部の認証サービスを使って拡張する
- 守秘情報アクセスのキーとなるメタ情報をタグ等の形で付加することで、ユーザ側で設定したアクセス権限に沿った認証を行うことが可能になる

(5)認証のフレームワーク

ID・パスワード（場合によっては電子証明書も）を必要な数だけ持たなければならない状況において、民間で法人ポータル（複数）が立ち上がることにより、さらにID・パスワードが増えることが懸念される。
⇒ **ID連携トラストフレームワークを使えば共通化可能**

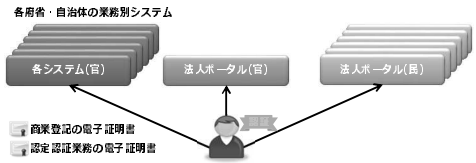

(6)法人ポータル画面のイメージ

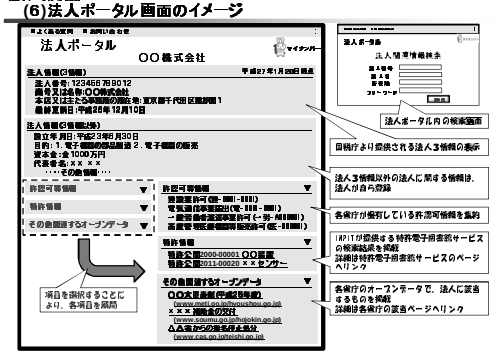

<付録>

(1)法人ポータルの構築に向けた論点の再整理

黒色 文字がこれまでの研究会で論議対象とした範囲

機能	項目	対象
法人版マイナポータル機能	法人ポータルでの効果的なユースケース検討	情報取得機能
		ワンストップ申請
		プッシュ機能(行政)
		設計(機能選択／優先順位)
	民間サービスとの連携	制度
		設計
認証機能	IDを持つ主体	個人
		法人
	認証の仕組み	認証モデル(認証・認可方式等)
		認証主体の整理(法人・従業員等)
		認証局／IdP等の主体
		LoAレベル/既存の認証サービス
		認証の法的権限・保護法益

LOA:(Levels of Identity Assurance)認証における4段階の保証レベル

<付録1> ミラサポ事業での法人番号利用とは

中小企業向けの施策利用(補助金事業や専門家派遣事業)にあたって、法人情報の管理が必要とされた場合に登録頂くもの

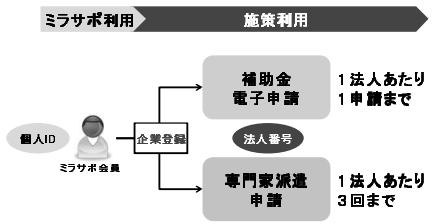

<付録1> ミラサポ事業での法人番号利用の現状と課題

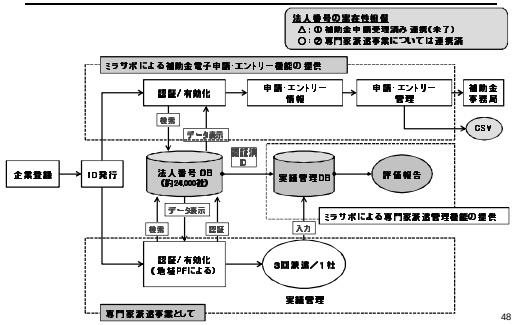

48

<付録3> 法人番号の活用例（ROBINSを使った紐付）

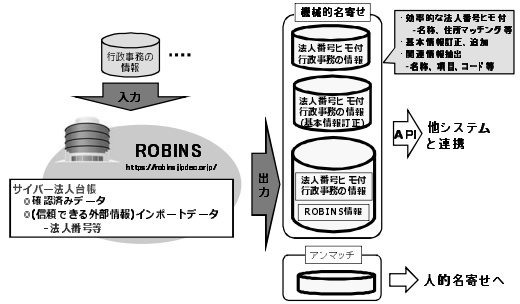

52

<付録4> 法人ポータルの自治体ユースケース

■ 法人ポータルのプラットフォーム機能を活用した自治体向けの新サービス例（ユースケース）です。これ以外にも様々な施策へ活用できる可能性があります。

活用例	サービス概要	電子私書箱	オープンデータ	法人情報	プッシュ型	ワンストップ	適用施策
① 調達ポータル	全国の自治体の調達情報（オープンデータ）をポータルに集約するサービス。これを基点に、企業への個別の情報案内（プッシュ型）や電子申請受付ができる。	●	●		●	●	・調達 ・補助金 ・見積り ・企業への案内
② 信憑情報データバンク	全国の自治体が持つ企業の信憑情報を法人番号の下に集約する。企業は自分のステータスを確認できるほか、取引先企業や自治体は登録情報を参考にできる。		●	●			・許認可 ・調達実績 ・指名停止 ・表彰
③ 手続きリマインダー	自治体の許認可情報をトリガーとして、それに関連して手続すべきものを案内することにより、手続きの抜け漏れを防ぐとともに企業と自治体の両方の業務負担を軽減する。	●			●	●	・事業者手続簡便化 ・許認可更新 ・行政事務効率化 ・事業者管理、指導

56

<付録5> 法人番号制度の活用促進のためのロードマップ

番号法の理念である行政事務の効率化を推進するためには、法令による法人番号の利用規定が求められる。

- 法人番号の利用は自由で、高い利便性が確保されているように見える反面、利用すべき行政事務について法令規定なし
- 行政機関同士の情報（特に、所得や納税などに関する情報）の授受・連携の促進には、法令による規定が不可欠

率先

「行政手続での公的証明書（登記事項証明書、納税証明書等）の添付省略」を立法措置で実現して欲しい。【多数の税理士の声】

普及

「民間商取引における公的証明書の添付省略」実現へ環境整備へ

60

<付録1> ミラサポ事業での法人番号取得から施策利用までの流れ

施策の利用者は法人番号を取得した上で、個人IDと紐づける必要がある。
登録された企業の認証は施策実施側で実施を行っている。

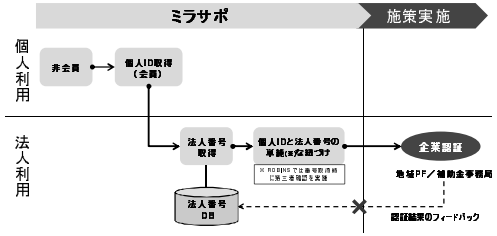

49

<付録3> 法人番号の活用例（ROBINSによる情報入力支援）

53

<付録4> 自治体ユースケース ①調達ポータル

◇ 自治体の調達情報は個別にホームページ等で企業に調達や補助金の情報を案内しています。これらオープンデータの情報を全国的に集約・提供することで、ビジネス機会を増大させます。

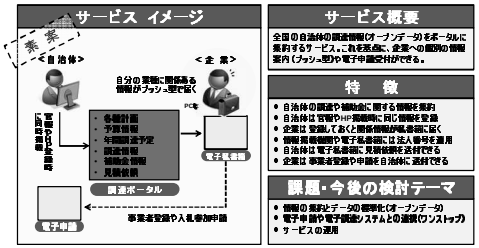

57

<付録6> 証明書類への法人番号紐付け（民間、官公庁）

◇ 法人番号紐付けと法人ポータルでの証明書類の利用

- 各委員からの意見は、証明書類に法人番号を記載すべきとのことで一致している。どのようにすればこれが実現できるか。どこから実現すれば効果が大きいか。
- 電子化された証明書への法人番号記載は、ニーズを明確化することが必要。原則的に全ての証明書に法人番号を記載すべきだが、記載対象となる電子化証明書はどの程度あるか。
- 証明書の提出を受ける企業からは、個人事業主に法人番号が付されていないことで扱いに落差が生じる問題がある。
- 登記事項証明書はさまざまな公示の手続きで法人の存在証明に使われているため、まずは登記事項証明書に法人番号を記載すべき。
- 法人番号を社会に定着させるためには、行政から出す情報に積極的に記載すべきであり、記載されるか未定の納税証明書（特に電子データ版）には法人番号を記載すべき。
- 優先順位の高いところとして、国税庁関係や官報などには重点的に法人番号を記載する。
- 行政からの情報公開のときにも法人番号を記載すると、信憑情報として利活用が進む。納税している企業がはもちろん、信憑情報に法人番号を記載すると様々な活用機会がある。
- 行政機関では入札資格審査などで証明書の提示を受けているが、個人事業主に関しては「パブリックアカウント」を用いることを検討している。

61

<付録2> 法人ポータルの利活用（企業情報サービスとの連携）

□ 法人ポータルにおける連携

自社：行政機関保有の自社情報に加えて、第三者調査による自社情報を民間サービスから取得し、取引先への口座開設依頼や各種申請を行なう。

他社：確認したい企業の私書箱の情報に加えて、調査された当該企業の企業情報およびレポートを取得し、企業信用審査（新規取引および継続与信）をワンストップで行う。

□ 企業情報提供サービスでの連携

自社：
- 民間の自社情報登録サービスにおいて、オープンデータや行政機関保有の情報を付加し、信用度を高める
- 登録した自社情報と行政の情報が異なる場合、民間サービス側で情報を確認し更新する

他社：
- 信用審査時に、オープンデータや行政機関保有の情報を取得し、取引先に対する信用判断の精度を高める
- 他社モニタリングの通知トリガーに、オープンデータ、行政機関保有の更新情報を加わり、サービスの利便性向上

行政：
- 行政機関は民間情報提供サービスから更新情報の問題サービスを受ける

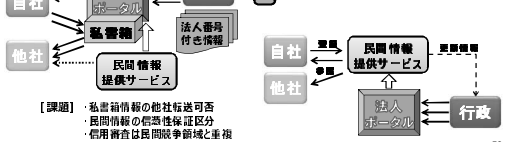

［課題］・私書箱情報の他社転送可否
・民間情報の信憑性保証区分
・信用審査は民間競争領域と重複

50

<付録3> 法人番号の活用例（自社情報確認及び追加）

54

<付録4> 自治体ユースケース ②信憑情報データバンク

◇ 自治体の持つ企業の信憑情報は一部は公開され、一部は公開されていません。これを法人番号の下、公開することにより取引時の信憑確認に役立ちます。

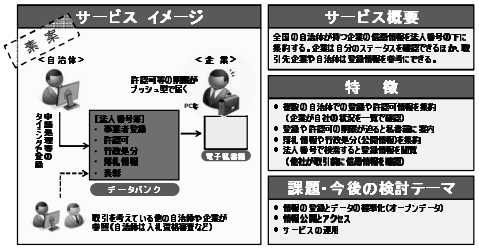

58

<付録7> 認証に関する議論要旨 −1−

□ 法人ポータル認証に関する提唱

- 法人ポータルでの認証の要否は提供される情報内容に依存する。多くを占めると思われるオープンデータなど公知、公開の情報のアクセスには必須としない。
- 認証を適用する場合には、第1階層として、法人に対して1対1で対応するクレデンシャルを用い、法人単位の認証を行う。この機能は法人ポータルで備える最低限とし、運用は各企業の責任とする。
- その上で、さらに第2階層として、個人別・組織別に分けた認証を検討する。第1・第2階層の全てを法人ポータルの内部の機能として実現するのではなく、民間が外部機能として提供する方法を含め、連携サイトで具体的な対応方法を検討する。

62

<付録2> 法人番号の利活用（企業情報サービスとの連携）

□ 法人番号をキーとした企業情報サービスの提供

① 法人番号と企業属性情報からの双方向検索
② 取引先企業の管理情報のクレンジングおよび取得・更新する際のマッチング（名寄せ）に活用
③ 他社クラウドサービスアプリケーションを通じたワークフローAPI連携による企業情報の提供

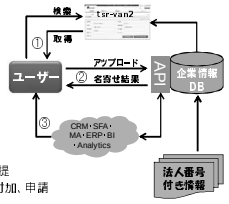

□ 民間活用における企業データの収集・管理効率化のためのキーポイント

- ユーザー側の法人番号の普及が前提
- 海外からも法人番号が参照・取得できることが前提
- 行政側における法人番号管理、情報公開時の付加、申請時の義務化など
- 金融機関からの入金情報への記載働きかけなど
- 国税庁の法人番号公表ポータル機能の充実
  ⇒登記上の更新日、メタデータ公開、使い勝手向上　等

51

<付録4> 法人ポータルに自治体が期待する機能

◇ **企業と自治体に活用される（業務効率化、産業支援など）法人ポータルにするためには、利用シーンに配慮したインフラ機能が必要です。**

❶ データ公開基盤（オープンデータ）

【ニーズ】行政機関が個別に情報発信している調達や補助金など企業活動に係る情報を一箇所に集約する。

【要　件】ミラサポ（中小企業庁）をより充実させた企業向けポータルサイトに行政機関からの情報を集約する。

❷ 企業との通信手段（電子私書箱）

【ニーズ】郵送している企業への通知を電子的に送付する。郵送費の削減とともに確実に届くもののみ。

【要　件】法人番号毎の電子私書箱を設置し、行政機関と企業との通信に利用。受領状態を確認できる。

❸ 行政手続の簡素化（添付書類廃止）

【ニーズ】行政機関が各種審査のために企業から提出させている書類を軽減する（書類審査の確認）。

【要　件】許認可や資格情報を集約、データベース化して、資格情報の確認は電子的に行う。

❹ 手続サポート（プッシュ型ワンストップ）

【ニーズ】手続き忘れを防止するため、行政の担当者や企業に関連手続や更新時期をお知らせしたり、同時に申請したりできる。

【要　件】更新時期をお知らせ（プッシュ型）したり、関連手続きがワンストップで可能。

55

<付録4> 自治体ユースケース ③手続リマインダー

◇ 企業活動において複数の行政手続きを連動して行わなければならないケースがありますが、抜け漏れが発生したり、法令改正を認識していないリスクがあります。

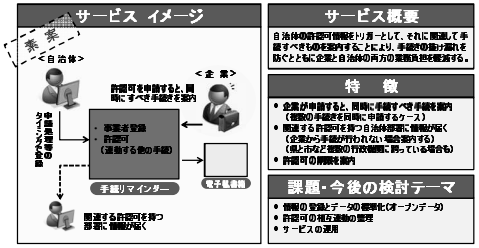

59

<付録7> 認証に関する議論要旨 −2−

□ 法人ポータル認証に関する個別意見

- 法人ポータルだけを考えると1法人1認証で運用することもあり得ないわけではないが、苦しい。民間側のシステムとの連携を考慮すると、民一民で必要な権限は法人ポータルに対する権限よりさらに数が多くなる。
- ある人を特定するため、企業、その従業員、権限の3つの属性でアクセス権限をコントロールするという考えになる。ID／パスワード系ではもともと企業とその従業員の属性までは入っている。さらに電子証明書は単にセキュリティを高めるのか、ある要素は電子署名法で押さえるのか、色々な考え方が可能。
- 秘匿性が高いものもID／パスワードで管理するのが問題であれば、電子証明書を組み込んだトラスト連携が必要。2要素認証が必要な場合もある。
- 個人の電子証明書を使ってID／パスワードと組み合わせるなど、設計においては多様な考え方ができる。現実にアローカが容易なもの、セキュリティの問題などから検討すべき。
- アイデンティティプロバイダーとの関係を明確にすることが重要。上位にオーソライゼーションである「認可」というレベルを加えるべき。
- スモールスタートでは、認証をどこの場面でどのように使うかが問題。
- 商業登記の電子証明書に法人番号を入れる予定にはなっていない。対象企業と当該情報との紐付けを法人番号を介さず、人間が企業名と住所で行うなら、業務は非効率なままで回らないだろう。ただし、演算処理により商業登記番号から法人番号への変換は比較的容易であり、システムを利用した特定は可能。

63

<付録7> 認証に関する議論要旨 -3-

□ 法人ポータル認証に関する個別意見（続き）

- ID／パスワードについては、対象者であることを誰が適正に確認するかが非常に重要。アカウントを作成するプロセスで法人・法人内利用者を識別するステップがないと認証の有効性を同一に論じられない。
- 法人ポータルでの認証では、自社のポータルを閲覧し他社に見せないためのアクセスコントロール、行政担当者として閲覧するアクセスコントロール、企業が自社情報をアップロードするアクセスコントロールの3つが最低限必要。
- 2社間で見せるコンフィデンシャルデータの扱いは、全体の機能群を網羅して検討することが必要。
- 企業の立場からすると手続きごとに権限を設定できることが望ましい。場合によっては公共の法人ポータルや民間のデータの外側にラッピング機能を構築し、そこを経由して法人ポータルに入る運用が考えられる。
- 「法人は1つの認証であるべきだ」という考え方がある。法人ポータルに対して認証すべきユーザ、エンティティがあったとき、そのエンティティを法人番号と紐で考える。システム的には非常にわかりやすい構造だが、法人ポータルの検討では社員を更に識別する必要があるか。それとも法人ポータルのID と1対1で結ぶ何らかのアクセス方式で認証し、それともうひとつのID として法人番号＋社員番号という認証構造を設け、社員のレベルまでエンティティを見てアクセスを許容することが必要か。

<付録7> 認証に関する議論要旨 -4-

□ 法人ポータル認証に関する個別意見（続き）

- 法人ポータルのサービスによって認証を別々にする必要がある。プッシュ型のサービス、特に法人電子私書箱の認証では通知内容によって機密レベルが異なり、他社には見えないようにすることは必須だが、社内でも特定の者だけが見えるように汎用的に考えたときには、振り分け機能とセットで設計することになる。全ての振り分けを行うスーパーユーザの認証レベルの人を1人立てて、そのレベルで開封されてもよい機密レベルのものしか扱わないようにすればよい。自社情報登録は会社での責任者を1人立てればよい。つまり、会社に入ってくる情報の振り分け責任者と会社から出て行く情報の責任者の2つを権限として作れば、特に機密性の高いものを扱わなければ出発点として運営可能。このアクセスコントロールは電子証明書を使う方法も考えられる。
- 情報を出すとき、情報が入ってくるとき、それぞれについて、軽い認証（ID／パスワード）と重い認証（ID／パスワード＋電子証明書）の2ランクのアクセスコントロールを用意し、2×2の4種類の認証手段を用意すべき。
- 認証レベルについては、トラストポイントの視点から、法人番号を含め法人に関する情報についての信頼の起点は商業登記にあるため、商業登記を基礎とする電子認証サービスを初回は用いる。その後それぞれとして2回目 以降はID／パスワードで認証するといった自社でリスクを勘案して認証レベルを設定する考え方もある。
- プラットフォーム系からみると、社員のレベルで本人確認できるようにすれば、後はアプリケーションとの関係でアクセスコントロールをグループ化することも可能。またアプリケーション側から検討して認証ていこうというスモールスタートすることも考えられる。

<付録7> 認証に関する議論要旨 -5-

□ 法人ポータル認証に関する個別意見（続き）

- 大会社では初回のみの利用だけに商業登記の電子証明書を用いる運用でさえも難しい場合がある。他の入口を設ける方法も検討すべき。
- 会社の組織機能別に認証することは、自治体側からは関係ないことで、企業の中で分類すればよいこと。実際に自治体としては、事業所単位に情報のやりとりをしている。法人番号のみで情報を渡すと本社に届くため、そこから目的の事業所まで情報が届く懸念がある。
- 認証、アクセスコントロールについては2階建てが良い。法人ポータルの基本としては法人単位の認証で、これが1階部分となる。民間ベンダが提供するリムーバブルの電子証明書を用いた認証で権限付与するのが2階部分。これは既に民間の電子申告支援サービスで提供している。書類の提出先に関する振り分け機能は民間ソリューションで行ってもよい。プッシュ通知については、タグやヘッダで振り分けられるようにすれば、民間側サービスで本来の担当者だけにアクセスさせる構造は取れる。
- 中小企業では振り分けの必要がない会社もある。大企業向けだけの機能を法人ポータルに付けては非常に重くなる。2階建ての対応で対処すべき。
- 2階建ての方式については、法人ポータルの機能かは別にして、基盤の機能実装要件の議論と、実現すべき概念としての抽象的な議論とは異なる。基盤的要件では認証は必須。一方所属する個人の識別・認証では、例えばプッシュ通知では、システムの実装上必須ではなく、コンテクストが分かるようにすることが必須。議論が入り組んでいるため、サービスが決まっていない段階では、必須か否かを入り口にするのは議論が進まない。

<参考資料>

<参考1> 企業コード検討から法人番号の付番への経緯

■「新たな情報通信技術戦略」（2010.5.11　IT戦略本部決定）(抜粋)

1．国際本位の電子行政の実現
(1)情報通信技術を活用した行政刷新と見える化
【重点施策】
○電子行政の推進に際しては、費用対効果が高い領域について集中的に業務の見直し（行政刷新）を行った上で、共通の情報通信技術基盤の整備を行う。クラウドコンピューティング等の活用や企業コードの活用等についても、その一環として行う。

【具体的取組】
vi)企業向け等の電子行政サービスの実現
行政手続に係る電子的フォーマットの全面的な共通化や企業コードに係る政府・地方自治体の行政機関間・官民間の連携、地方自治体毎に異なる機関独自様式を活用した、バックオフィス連携と業務プロセスの改革等を推進。

■「新たな情報通信技術戦略工程表(改訂版)」（2011.8.3　IT戦略本部決定）(抜粋)

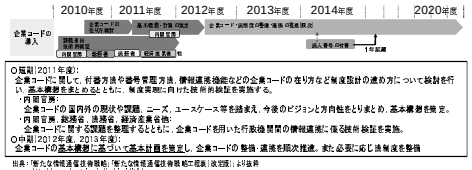

○短期（2011年度）:
企業コードに関して、付番方法や番号管理方法、情報連携機能などの企業コードの在り方など報告型計の進め方について検討を行い、基本構想を煮とめるとともに、報告型に向けた技術的検証を実施する。
・内閣官房：
企業コードの国内外の現状や課題、ニーズ、ユースケース等を踏まえ、今後のビジョンと方向性をとりまとめ、基本構想を検定。
・内閣官房、総務省、法務省、経済産業省他：
企業コードに関する認識を整理するとともに、企業コードを用いた行政機関間の情報連携に係る技術検証を実施。
○中期（2012年度、2013年度）:
企業コードの基本構想に基づいて基本計画を策定し、企業コードの整備・運用を開始推進。また、必要に応じ法制度を整備

出典：「新たな情報通信技術戦略」「新たな情報通信技術戦略工程表（改訂版）」より抜粋
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/

<参考2> マイナンバー制度導入のロードマップ（案）

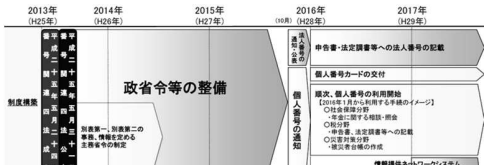

出典：マイナンバー社会保障・税番号制度 概要資料各回に一部加工

<参考3> 個人番号・法人番号の付番

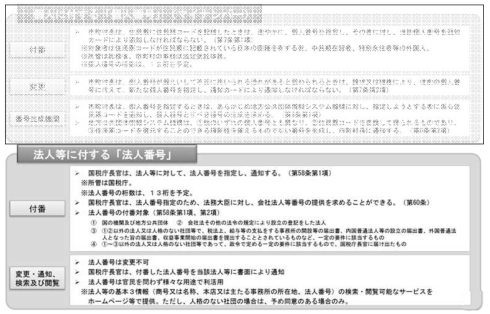

出典：マイナンバー社会保障・税番号制度 概要資料より

<参考4> 法人番号の行政での活用の方向性

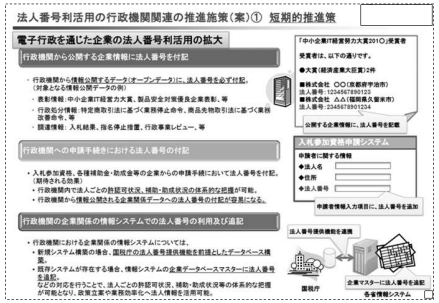

出典：マイナンバー等委員会「法人番号の利活用推進のための方策（提言意見書）」資料より

<参考5> 法人番号の将来の活用想定

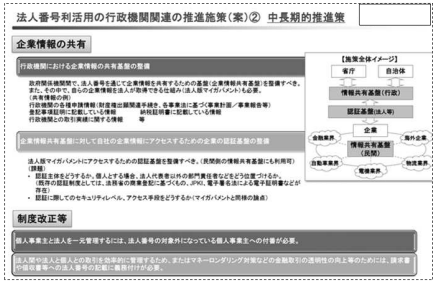

出典：「マイナンバー等委員会「法人番号の利活用推進のための方策（提言意見書）」資料より

<参考6> 企業における個人番号と法人番号の利用例

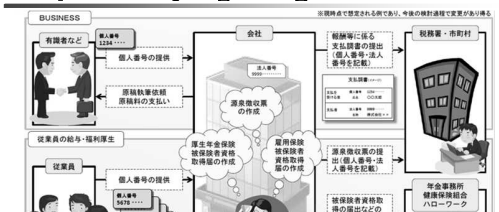

出典：マイナンバー社会保障・税番号制度 概要資料より

<参考7> マイナポータルのサービスは法人ポータルではどうなる？

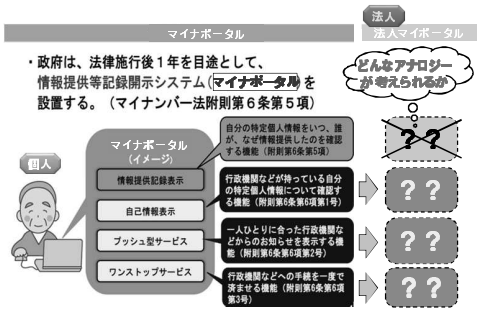

出典：マイナンバー社会保障・税番号制度 概要資料を元に作成

<参考8>

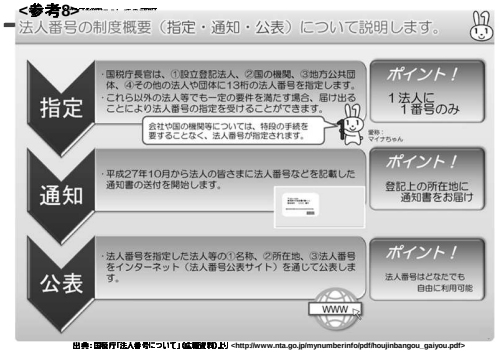

出典：国税庁「法人番号について」（広報資料）より <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/houjinbangou_gaiyou.pdf>

<参考9>

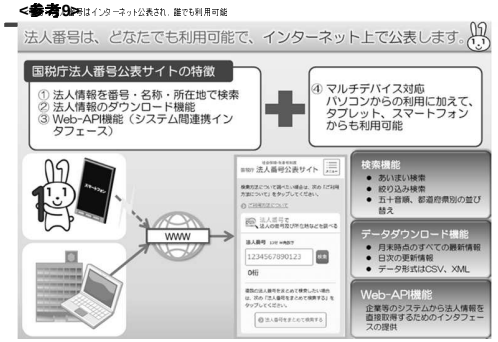

出典：国税庁「法人番号について」（広報資料）より <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/houjinbangou_gaiyou.pdf>

<参考10>

出典：国税庁「法人番号について」（広報資料）より <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/houjinbangou_gaiyou.pdf>

研究会メンバーリスト

委員長	手塚　悟	東京工科大学 コンピュータサイエンス学部
委員	井上　均史	豊田通商株式会社　豊公庁システム事業本部 第一ソリューション統括部　第一ソリューション部
	岡田　裕治	株式会社ＴＫＣ システム開発研究所　税務情報システム設計センター
	金井　重男	株式会社コンストラクションインシードットコム ＣＩＷＥＢ事業部
	三宮　誠貴	日本電気株式会社 番号事業推進室
	進　拓治	株式会社東京商工リサーチ 経営企画室
	関口　彩	大日本印刷株式会社 情報ソリューション事業部　社会情報基盤プロジェクト
	中村　信次	株式会社日立製作所 公共システム事業部　公共ビジネス推進部
	平川　健司	株式会社電通 ビジネス・クリエーション・センター　事業開発室
	三木　浩平	千葉市　総務局
	山田　英二	株式会社ＮＴＴデータ　Ｐ＆Ｐ事業推進部 オープンイノベーション事業創発室
	米窪　英人	松本商工会議所 情報事業部
オブザーバ		一般財団法人日本情報経済社会推進協会　安心基盤情報環境推進部 凸版印刷株式会社　ＴＣＩｃｋｅｙ ビジネス推進本部 国税庁　長官官房企画課　法人番号準備室 内閣官房　社会保障改革担当室 内閣官房　情報通信技術（ＩＣＴ）総合戦略室 経済産業省　商務情報政策局
事務局		一般財団法人ニューメディア開発協会

■ 一般財団法人　ニューメディア開発協会
〒101-0024 東京都中央区日本橋小舟町1番2号
Tel(03)6812-5012　Fax(03)6812-5021

本資料の無断視写・複製（コピー等）は、著作権法によって禁じられています。